

世田谷版地域包括ケア10年振り返り冊子企画制作業務委託に係る  
プロポーザル実施要領兼説明書

1 契約予定件名

世田谷版地域包括ケア10年振り返り冊子企画制作業務委託

2 目的

世田谷区では、地域包括ケアの推進に取り組み、令和7年度（2025年度）に事業開始から10年の節目を迎えた。本事業は、取組開始から現在に至るまでの10年間の歩みを振り返るとともに、その成果及び課題を整理し、今後の地域づくりについて区民とともに考えるきっかけとすることを目的としている。

また、本事業を通じて、地域包括ケアの考え方や仕組みに対する理解の促進と行政や専門職に限らず、区民一人ひとりが地域を支える主体であるという意識の醸成を図ることを目指す。

こうした目的を達成するため、本冊子は、全ての区民を対象とすることを基本としつつ、特に、地域や暮らしとの関わりが広がる40～50代を中心とした世代や、今後の地域づくりの担い手となる若年層に対しても、地域包括ケアの取組を身近なものとして理解してもらうことを重視する。

あわせて、地域包括ケアを支える多様なサービスや相談先についての認知及び理解を促進し、区民が自身や身近な人の状況に応じて、必要な支援につながり、適切に利用・活用できるよう促すことを目指す。

そこで、本事業の趣旨を的確に捉え、広く区民に向けて親しみやすく効果的な情報発信ができる事業者を対象に、「世田谷版地域包括ケア10年振り返り冊子」の企画・制作業務をプロポーザル方式により募集します。

3 事業委託内容

仕様書【別紙1】のとおり

契約時の仕様は、採用された企画提案に基づき変更することがある

4 履行期間

令和8年7月16日（木）から令和9年3月31日（水）（予定）

5 令和8年度委託料上限額

13,000,000円（消費税込）

6 プロポーザル方式を採用する具体的理由

本業務は、地域包括ケアの考え方や具体的な取組内容を、区民に分かりやすく伝え、理解の促進と地域全体で支え合う意識の醸成を図ることが目的である。その目標達成のため、本事業の趣旨を的確に捉える力や、広く区民に向けて親しみやすく効果的な紙面づくりの手法の検討が求められ、受注者の企画力や構成力、取材力、デザイン力、原稿作成能力次第で業務の成果に大きな差が生じるものである。

それら本業務の履行に当たって求められる能力等を審査して受注者を選定するため、プロポーザル方式を採用する。

## 7 プロポーザルに参加できる者の資格

世田谷版地域包括ケア10年振り返り冊子企画制作業務の実施に意欲と遂行能力を有する法人であって、次に掲げる要件の全てに該当する事業者とする。

- ① 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- ③ 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- ④ 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- ⑤ 紙媒体による雑誌（週刊、隔週、月刊等）を発行していること。また、当該雑誌はミドルエイジ層を主な読者対象とするものとし、2025年の印刷証明付き発行部数（1号あたりの平均印刷部数）が30,000部以上であること。さらに、当該雑誌と連携し、世田谷区が発行主体となる冊子について、雑誌名を冠した表記やロゴ等を用いた形式での企画・制作・発行が可能であること。（参加事業者は、その子会社の実績でも可とする）
- ⑥ 「世田谷版地域包括ケア10年振り返り冊子企画制作業務委託選定委員会」（以降、「選定委員会」という。）の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

委員長：保健福祉政策部長 山戸 茂子

副委員長：保健福祉政策部保健福祉政策課長 山本 和位

委員：地域行政部地域行政課長 笹本 修

委員：高齢福祉部介護予防・地域支援課長 横尾 拓哉

## 8 説明書の交付期間、場所及び方法

- (1) 交付期間 令和8年5月13日（水）から令和8年5月26日（火）まで
- (2) 交付場所 世田谷区ホームページでの閲覧
- (3) 交付方法 区ホームページからのダウンロードによる

## 9 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- (1) 提出期限 令和8年5月26日（火）15時まで必着
- (2) 提出場所 下記18 本件担当部課に同じ
- (3) 様式 様式1
- (4) 部数 1部
- (5) 提出方法 持参または郵送（締切日必着。郵送は書留郵便に限る。）
- (6) 辞退 参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、「参加辞退書」（様式2）を提出すること。
- (7) 選考結果 参加資格を満たしている事業者へ、電子メールにて、プロポーザル招請通知を送付する。  
参加資格を満たしていない事業者へ、電子メールにて、選考結果を送付する。

- 10 提案書の提出者を選定するための基準  
本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。
- 11 質問票の提出期限及び方法
- (1) 質問期限 令和8年6月5日(金) 15時まで
  - (2) 質問方法 質問票(様式3)に質問事項を記入のうえ、下記18.本件担当部課あて電子メールで提出すること。  
※メールアドレスはセキュリティ上の観点から、招請通知(参加資格決定通知)により別途通知するものとする。
  - (3) 回答方法 令和8年6月10日(水)までに質問内容及び回答を、参加資格を満たす全事業者へ電子メールで送信する。
- 12 提案書の提出期限並びに提出先及び方法
- (1) 受領期限 令和8年6月18日(木) 15時まで
  - (2) 提出先 下記18.本件担当部課に同じ
  - (3) 提出方法 原本及び副本を電子メールにて、PDFデータを提出すること  
※副本は全ての書類に事業者が特定できる名称、記載、ロゴマーク等は一切記載しないこと。また、提案者が特定される記述または明らかに推察される記述は避けること。  
※区が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- 13 提案書に求める内容
- (1) 実施体制に関する事項(1ページ程度)  
様式は自由とするが、業務の実施体制について記載すること。
  - (2) 業務の実施方針及び自社のPR(1ページ程度)  
様式は自由とするが、編集方針、自社の強み、制作スケジュールを記載すること。
  - (3) 業務内容に関する提案(20ページ以内)  
様式は自由とするが、提案にあたっては、以下の点を踏まえること。
    - ①委託要件  
全体のコンテンツに関する要件
      - ・データを使用する場合は、原則として、国、都、区等の公的機関が発表したデータを使用すること。
    - ②全体のコンテンツ構成及びその構成にしようとする理由  
上記「3 事業委託内容」を参考に、全体のコンテンツ構成が判るようにすること。また、その構成とする理由も記載すること。
    - ③各ページの制作コンセプト及び具体案  
各ページについて、コンセプトや政策意図を示した上で、文章や写真、イラストをどのように用いるかも含め、各ページの制作意図を実現するために最適な表現方法を具体的に提案すること。
    - ④デザインの具体案  
想定しているデザインを提案すること。

(4) 見積書（1 ページ程度）

様式は自由とするが、項目ごとの内訳が分かるように記載すること。また、総額、消費税等の金額が分かるように記載すること。

14 提案書を特定するための評価基準

(1) 実施体制に関する事項

事業を円滑に遂行する組織力、区の要求に対応する能力、必要に応じて体制を見直す柔軟性など

(2) 業務の実施方針及び自社のPR

業務理解度が高いか、また、本業務を履行するに当たっての有利性、スケジュールの的確性など

(3) 業務内容に関する提案

① 全体的な制作コンセプト及び企画提案

本業務の目的に合致した全体コンセプトや企画提案になっているか、実現可能性が妥当か、効果的な発信手段を提案しているか

② 編集・表現手法に関する提案

本業務の目的及び想定する読者層を踏まえ、雑誌的な編集手法や表現を活かした魅力的なコンテンツ構成となっているか

また、取材の手法、表現方法、独創性、具体性など、効果的な情報発信が期待できる提案となっているか

③ 冊子等の仕様

本業務の目的や全体の制作コンセプトに合致した手法及び効果的な魅力発信に資するものとなっているか

(4) 見積書

見積金額及び内容の妥当性

15 提案書の審査方法

(1) 選考方針

選定委員会において、「提案書を特定するための評価基準」（別紙2）に基づき、業務提案書の内容について、書類審査を行う。

(2) スケジュール

書類審査については、6月下旬（予定）に実施する。

16 選定結果の通知期日及び方法

審査の結果については、令和8年7月上旬（予定）までに郵送または電子メールにて行う。また、区は選定事業者名及び審査結果について公表することができるものとする。

## 17 その他

- (1) 受託候補者として選定された者と契約手続きを行う。受託候補者として選定された者は、本プロポーザルの審査の結果、最適な契約先相手として選定された者であり、世田谷区契約事務規則（昭和39年世田谷区規則第4号）に基づき契約手続きの完了までは、発注者との契約関係が生じるものではない。
- (2) 本プロポーザルは受託候補者の選定を目的とし、世田谷区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定の有無 「無」
- (7) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え方又は再提出は認めない。
- (8) 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。
- (9) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- (10) 提案書の提出後に7の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (11) 本業務の遂行家庭において受託者が作成し、世田谷区に提出する本件成果物に係る著作権及び知的財産権は、第三者に帰属するものを除き、原則として受託者に留保される。

## 18 本件担当部課

世田谷区保健福祉政策部保健福祉政策課 担当 石井・石戸

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 第二庁舎2階23番窓口

電話：03-5432-2427 FAX：03-5432-3017

(土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)